



SuMi TRUST年金ニュース

(平成27年8月3日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

事務連絡「特例解散に関する専門委員会の意見について」 の発出

以下の事務連絡が平成27年7月29日付で発出されましたのでご連絡いたします。

■特例解散に関する専門委員会の意見について

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20150803shiryoul.pdf

<主な内容>

- 代行割れしている厚生年金基金及びその設立事業所の事業主から特例措置（納付額特例、納付猶予特例）の申請があった場合は、厚生労働大臣は社会保障審議会（特例解散に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。））の意見を聴くこととされている。
- 「特例解散に関する専門委員会の意見について」（平成27年1月26日付事務連絡）において、それまでの専門委員会における審議を踏まえ、事務局において主な意見を取りまとめたところであるが、今般、その後の審議を踏まえ、下記のとおり改めて整理を行ったので参考にすること。
- なお、本意見は個々の納付計画に対する意見であることから、必ずしも今後申請がされる納付計画に当てはまるものではなく、また本意見を踏まえた内容であっても、個々の事案として審議されることになることに留意すること。

【これまでに出示された意見の取りまとめ内容】

※平成27年1月26日付事務連絡から追加された項目を「追加」、明確化された項目を「明確化」（該当箇所：下線部分）としております。

1 承認に当たっての手續に関する事項

これまでに出示された意見	
①	納付猶予期間が5年を超えることの原因が、具体的に記載されていない場合があることから、適切に記載させることが必要。
②	事業所の負担額と現行の基金掛金額（特別掛金を含み、免除保険料を除く。以下同じ。）との年額の比較表を求め、事業所の負担額の妥当性を確認することが必要。

2 納付猶予期間の合理性に関する事項

これまでに出された意見	
(1) 納付猶予期間が30年の場合	
①	事業所の負担額と現行の基金掛金額との年額を比較して負担額が2倍以上の事業所に対しては、その納付が可能であることの疎明を求めることが必要。
②	営業活動のキャッシュフロー（単年度の収支差額）が事業所の一年当たりの負担額を上回る事業所に対しては、納付猶予期間の短縮を促すことが必要。
③	納付猶予期間が30年の納付計画の承認は、制度を最大限活用した特例的なものであることを納付計画承認通知に記載することが必要。
(2) 納付猶予期間が15年超の場合	
①	貸借対照表、損益計算書以外にも、キャッシュフロー、減価償却等を確認し、事業所の負担額の妥当性を確認することが必要。
②	損益計算書の営業利益、経常利益、純利益の全てが黒字で、貸借対照表（純資産）が債務超過となっておらず、貸借対照表において期末現預金が一定程度ある場合は、納付猶予期間の短縮を促すことが必要。
明確化	<p>以下のいずれかに該当する事業所に対しては、納付猶予期間の短縮を促すことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所の負担額と標準掛金＋事務費掛金の年額とを比較して割合が1.0倍未満の事業所 事業所の負担額と現行の基金掛金額との年額を比較して割合が<u>0.5倍未満（明確化前：概ね0.5倍）</u>の場合で、事業所の財政状況や理由からその猶予年数が適当ではないと思われる事業所 <p>この場合、解散後に中退共や確定給付企業年金等の他の企業年金制度等を導入することを理由に納付猶予期間を延長する場合は、事業主からその疎明を求めることが必要。</p> <p>一方、臨時的な事業上の必要経費の支出は、合理的な理由とは言えない。</p>
追加	④ 上記③の現行の基金掛金額は、解散の直前に急に基金掛金額を引き上げた場合であっても、それを理由に引き上げ前の掛金とすることは適正ではなく、引き上げ後のものとする必要がある。
	⑤ 納付計画の承認の際には、納付猶予期間の短縮の活用等により早期の納付に努めるよう納付計画承認通知に記載することが必要。
追加	⑥ 納付猶予期間が15年を超えている場合において、解散後に中退共や確定給付企業年金等の他の企業年金制度等を導入することを理由に納付猶予期間を延長する場合は、事業主からその疎明を求めることが必要。 なお、臨時的な事業上の必要経費の支出は、合理的な理由とは言えない。
(3) 納付猶予期間が5年超の場合	
①	納付猶予期間が5年を超えることの理由に、「法人の解散を準備中」等と記載されている場合は、現行の基金掛金額以上の月額負担額であることが必要。
(4) 納付計画の負担額について	
追加	① 事業主ごとの負担額や納付計画に記載されている毎月の納付予定額が少額な場合には、納付計画の承認の際に、納付猶予期間の短縮の活用等により一括納付を検討するよう通知に記載することが必要。

3 事業主ごとの負担方法に関する事項

これまでに出された意見	
	① 設立事業所の従業員を他の事業所に転籍させるケースについて、それにより責任準備金相当額の負担額が少なくなる場合で、報酬按分や加入員人数按分によらず、例えば過去期間代行給付現価による按分等、他の計算方法を用いることで、各事業所から基金解散に向けての合意を得やすくなる場合もあると考えられる。
追加	② 事業主ごとの負担方法が、報酬給与月額按分に一定の条件を付した場合も、その考え方を確認することが必要。

4 その他

これまでに出された意見	
(1) 納付計画を提出していない事業所の事業主（一括納付対象事業主）に対する対応	
	① 負担額の一括納付の見込み及び納付計画を提出しない背景等を確認することが必要。
	② 納付計画を提出しない事業所に対しては、特例措置を受けることができないことを説明した上で、納付計画の提出を促すことが必要。
(2) 基金掛金を滞納しており、滞納の解消のために定期的に納付をしていない事業所に対する対応	
	① 当該滞納の今後の解消見込みを確認することが必要。
	② 当該滞納を速やかに解消するよう納付計画承認通知に記載することが必要。また、基金に対しては、速やかに滞納額を解消するよう指導することが必要。
	③ また、承認後の滞納掛金の納付の状況について基金を通じて確認することが必要。
追加	④ 基金掛金を滞納している事業所がある場合には、他の事業主への影響や掛金には本人負担分も含まれていることを考慮し、滞納処分を視野に入れて厳格に対応することを基金に強く求めることが必要。
(3) 納付計画変更承認申請に対する対応	
追加	① 納付計画の変更を申請する際の理由は、変更前の納付計画を申請した時点からの事情の変更を説明した上で、その根拠書類も添付することが必要。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3824